

## 議会基本条例

### これまでの経過と条例の特徴

#### 改革の始まり

今から5年前、議会改革という言葉は現在ほど認知されておらず、議会改革イコール議員定数を減らすことという意見もあった。しかし、定数の適正化の議論はあるにせよ、単純に議員定数を減らすだけでは、市長と議員がどちらも選挙で選ばれ、二元代表として市民のために切磋琢磨するという本来の使命を果たすことはできないということから、平成21年1月に有志による議会のあり方研究会が、年末の12月からは議会改革調査特別委員会が設置され、総合的な改革への議論がスタートを切った。

#### ①小平市の議会基本条例制定までの歩み

・徹底した議論の積み重ねで、小さな合意を形成し、ひとつひとつ全会一致を確認しながら進めてきた。条例制定まで5年かかったものの、改革先行型で合意が得られたことを実行してきた。

・たとえば

- ① H22年9月 一般質問に一問一答制を導入
- ② H22年12月 本会議のインターネット録画中継の実施
- ③ H25年6月 正副議長選挙での所信表明の実施
- ④ H25年9月 請願者自身による意見陳述の実施

#### ②議会基本条例の構成

条例は主権在民をうたった前文と11章35条の構成になっている。

#### ③条例のポイント

1. 議会報告会の開催（第6条関係）
2. 災害時の議会のあり方を明記（第13条関係）
3. 議員間の自由討議の実施（第21条関係）
4. 市長への文書質問を開始（第11条関係）
5. 請願者の委員会での意見陳述の機会を保障（第5条関係）
6. 議長・副議長を所信表明で選出（第20条関係）
7. 長期総合計画基本構想、都市計画マスタープラン全体構想を議決（第14条関係）